

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

(以下、手引き)の改正について

1 背景

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用については、手引きを踏まえ、以下により実施されている。

- ①豚熱遺伝子検査により陰性が確認された個体のみが流通すること
- ②豚熱遺伝子検査は、防疫指針に基づく豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）の対象個体に限定されること
- ③ジビエ利用を目的として捕獲される野生いのしし（健康個体）は、豚熱対策の推進により感染状況の改善がみられ、非感染を前提として捕獲可能な地域で捕獲されること
- ④施設が手引きに従い、個体ごとの区分管理、消毒等の衛生対策等処理を行うこと。

2 現状と今後の懸念点

②のとおり、ジビエ利用は、サーベイランスの対象個体に限られる。サーベイランスでは、年間目標頭数を設定（299頭）し、国としても予算化しているが、県によっては多数のジビエ処理を実施したい場合やサーベイランスとして299頭を大幅に超える検査を県負担で実施できない場合も想定される。

この場合、ジビエ向き個体がサーベイランスの多数を占める可能性があるが、厚労省のガイドラインでは、ジビエ利用は健康個体を前提としているため、弱っているイノシシが検査から排除され、感染イノシシの検出精度が著しく低下する懸念がある。

また、③のとおり、感染状況が改善していること、ワクチン散布の影響がないこと等を前提としているが、処理施設の体制・検査施設の外部委託も含め検査体制も整い、さらに、ワクチン株との識別PCRキットも市販化されること、加えて手引きにおいて、消毒や死体処理方法等を追加することにより、手引き適用地域の拡大・感染状況の変化に対応できるようにする。

3 本手引きの主な改正点

- ・手引きの対象となる野生イノシシの変更（2.（1））
対象を感染確認区域で捕獲された野生イノシシに変更。
- ・豚熱陽性確認後の対応について（2.（2）・（3）・3.）
豚熱陽性確認後の取扱い、消毒等の具体的対応について記載。